

用地事務功績者知事表彰要綱

(平成8年11月18日知事決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、別に定める場合を除き、広く公共事業用地の取得事務に携わった者で、他の模範となるべき功績のあった者を表彰することにより、用地事務従事職員の勤労意欲の高揚に資することを目的とする。

(表彰対象者)

第2条 被表彰者は、次の各号に該当する者から選考する。

- 一 知事部局の各課所長（以下「課所長」という。）の第4条に基づく推薦時において公共事業用地取得事務に携わる県職員である者。
- 二 公共事業用地の取得事務に2年以上従事している者。
- 三 功績が極めて顕著な者で、課所長からの推薦を受けられる者。

2 前項第二号において定めた従事期間に満たない者であっても、抜群の努力により公共事業推進のため輝かしい功績をあげ、特に他の模範となる者については、表彰の対象とすることができる。

3 前各項に該当する者であっても、過去において用地業務に関し埼玉県職員表彰規程に基づく功績表彰を受けたことのある者は除くものとする。

(選考委員会)

第3条 表彰を公平かつ適切に行うため、知事表彰候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、会長、副会長及び委員若干名をもって組織し、会長は県土整備部長、副会長は県土整備部の副部長（事）を充て、委員は用地課長及び表彰対象者を推薦した課所を所管する各部の主管課長を充てる。

3 選考委員会は、別に定める選考基準により必要な事項を審議し、被表彰者を選考する。

4 選考委員会の事務局は、県土整備部用地課に置く。

(推薦の手続き)

第4条 課所長は、第2条に定める表彰対象者がいるときは、知事あてに別に定める期日までに推薦するものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 知事は、選考委員会の選考に基づき毎年度若干名の被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、知事が表彰状及び記念品を授与して行う。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、毎年1回行う。

(その他)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から